

改正後	改正前
<p>本多静六博士奨学資金貸与条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例で奨学生とは、学資金の貸与を受けて、大学又は専修学校（<u>専修学校にあつては、専門課程でその修業年限が二年以上であるもの又は専攻科</u>に限る。以下同じ。）に在学する者（在学することとなる者で知事が別に定めるものを含む。以下同じ。）をいい、奨学金とは、奨学生に貸与する学資金をいう。</p> <p>第三条～第十二条 (略)</p>	<p>本多静六博士奨学資金貸与条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例で奨学生とは、学資金の貸与を受けて、大学又は専修学校（<u>修業年限が二年以上の専門課程</u>に限る。以下同じ。）に在学する者（在学することとなる者で知事が別に定めるものを含む。以下同じ。）をいい、奨学金とは、奨学生に貸与する学資金をいう。</p> <p>第三条～第十二条 (略)</p>